

滑川町誌

相談人小泉屋貞次郎、及び肝煎櫛屋七三郎並に高月村肝煎七右衛門に立寄り、臨時焚出米を強請して、大勢は櫛原神社及び高月村加茂社に駐屯し、示威運動を爲しつゝ、其日は下新川郡に向け通過したる騒動あり、當時之をバンドリ騒ぎと名けて、大に加賀藩の領内を驚かせり、是れは數千の小百姓は、各々身にバンドリを纏ひ、鋤鎌竹槍を所持したるを以て名けたり。

當時我國は維新騒亂の後を受け、天下未だ鎮定せざる時に際し、此郷争蜂起したる爲め、加賀藩も頗る狼狽を極め、殊に町役人は此亂入の勢ひに恐怖し、立ち處に炊事の強請に應じたりと云ふ。

杉木抜書

三 地 上 權 騷

本町は明暦年間の檢地以來、少數の富豪町内の宅地を專有し、多數の貧弱は其借地に住家を構ひ、累世此慣行を墨守し來たりしが、元祿三年の大火災後、此宅地主と借地人との證文中、往々永代借地云々の文字、若くは永代賣渡證文中、屋敷土代云々の文言現れ、茲に於て誰れ彼れ言ふとなく、永代借地の慣行が町内の法例となりたり。

永代賣渡し申建家土代之事

行	間	有	儘
幅	間	二間	四尺
戸	障	子	九枚
間	戸	五	枚
其	外	有	儘

右之建家諸道具永代賣渡し申所相違無御座候然上は代錢三十七貫文に相補只今不殘請取申候尤諸役銀等當暮より貴殿より念度相濟し可被成候
一三斗二升五合
但し檢物屋間兵衛より請地

右之米當暮より檢物屋間兵衛方江御斗可被成候方一後年に至り子々孫々に至迄右之家土代に付何ヶ申者御座候
若此證文を以御断以ヶ様共越度被仰付爲其建家賣渡狀如件

享和二年 戌正月

本	人	杉本屋甚九郎
一	門	文九郎
一	門	助三郎

右之通り届候以上

肝 煎 宗右衛門

組合頭 次郎右衛門

同 太左衛門

佐々野書

民法に規定されたる地上権は、則ち此永代借地権の變名にして、他人の所有地を借用して之に家を建て、年々其地代を拂ふて其地を占有せる者の權利を云ふ。然るに明治三十三年三月單行法律第七十二號の發布あるまでは町内多くの人地上権の何者たるを感せず、然とも巷間傳ふる所の流言風説に依れば、地主中多少事理の分別ある人々は、借地人に地上権の登記を拒はむ時は本町舊來の地盛は地主の有に歸すると主張せる旨を聞く。茲に於て本町橋東の安榮吉右衛門、大橋久成等は、地主の風聞は本町古來の慣行を打破する虞ありとて、乃ち政府が單行法を以て地上権登記を延期されたるを奇貨とし、初めて地主へ交渉談判を開くの議を起したり。時に明治三十三年六月二十二日、中町無縁寺に於て會議を開きたる、其決議録左の如し。

民法ニ規定アル地上権ニ付去ル三月法律第七十二號ヲ以テ之レカ登記手續等御發布相成候ニ付テハ此地上権登記タル本町住民ノ十中ノ八九分其關係有之重大ナル問題ニ付一ノ方法ヲ以テ一致ノ手續履行可致方得策ナラスヤト玆ニ石尾文作、高橋伊助、安榮吉右衛門、尾澤平右衛門、大橋久成ノ五名之レガ發起人トナリ、明治三十三年六月二十二日ニ於テ先ツ橋東各町世話掛其他重立タル有志四十七名ヲ無縁寺内ニ集會ヲ促シタルニ會スル者三十餘名、大橋久成、飯座長トナリ、左ノ事ヲ議決ス

各町ニ準備委員ヲ置キ地主ヘノ掛合其他登記ノ手續等萬事終局迄全權ヲ委任スルニ決シ、共人名及員數等翌二十三日迄事務所ヘ報告スル事トナレリ

當分事務所ヲ無縁寺内ト定メタリ

玆ニ此口散會ヲ告ク一同退散

翌二十三日、本町橋東各町より報告ありたる委員三十一名、翌二十四日再會當

日出席者十九名、此内役員を選擧したる處左の如し。

委員長 大橋 久 成

副委員長 安榮吉右衛門

會計 高橋 直 資

以上の幹部選擧を終りたる上、橋西各町及び寺家下小泉田中の三ヶ村へ交渉談判委員を委員長より指名したるもの左の如し。

大町 石 尾 文 作 吾妻町 松 井 一 久

荒町 安榮吉右衛門

次で七月五日、中町長福寺に於て會同したるに、橋西各町より多数の委員報告あり、此時本事件は町内の大問題なるに困り、先づ町を代表せる町長に請ふて此解決を定めんとす、東西合同したる委員中より更に町長へ對する交渉委員を選擧したるに、其當選者左の如し。

中町 大 橋 久 成 橋場町 平 井 太 吉 郎

荒町 安榮吉右衛門 下小泉 金 川 久 太 郎

以上四名より此旨加藤町長に陳情したるに、町長も平穩に調停すへきを希望し、且つ其意を容れて重なる地主へ回章を出したり、然とも地主中誰れ一人ありて之に賛同する者なし、剩へ其地主中加藤直元の一人は、本事件は町長の干與すべき問題にあらず、之は地主と借地人との私契約に止まる云々の主張ありと聞く、斯くては容易に進行すへき傾向なければ、更に再三會合して地上權者より左の誓約書を收めたり。

連 帶 誓 約 書

明治三十三年三月法律第七十二號ニ依リ各自ノ地上權ニ關シ地主へ掛合及登記結了迄萬般本町選出ノ準備委員に委託致候尤モ登記事項終局迄ニ係ル費用ハ委員會決議ノ通各自負擔額速ニ支辨可申候依而誓約連署如件

中新川郡滑川町大字滑川荒町

明治三十三年六月

地人 借氏 名

以下連署

以上地上権者の基礎を固めて、直接委員より地主へ交渉することとせり、茲に於て橋西より有川正則及梶井太三郎二人を加へ先づ大地主たる西町齋藤仁左衛門の意見より始たり、是時同人は専ら地主間を斡旋して終に双方會見の餘地を得せしめたり、茲に地主と交渉委員との會見は、加藤町長私宅に於て開かるゝ機運に進みたり、是時双方の會見者左の如し。

地主側 齋藤仁左衛門 加藤直兄 松尾清吾

竹中禎三郎 竹中彦九郎

調停側 町長加藤甚右衛門

交渉員 大橋久成 安榮吉右衛門 梶井太三郎

松尾新吉 有川正則

是時町内は頗る騷擾の形勢を現せり、會合の夜の如きは、到處に數十人宛隊伍を成して街區に集合し、其甚しきは地主を罵詈訛、不穩の言語をさい發する者ありしと云ふ、然とも警察官吏は前後首尾警戒を怠らざりし爲め、終に二三回の交渉にて左の條件の如く解決を遂げたり。

一 地主側は地價壹圓に對し貳拾錢の地代を主張す

二 交渉委員は拾錢に減額を主張す

三 加藤町長は仲裁して拾貳錢と調停す

四 地上権の保有期間は永代とす

五 從來の惡感情は相互融解する事

六 數年間地代の滯る向は此際清算せしむることに盡力する事

以上條件中、加藤町長の仲裁要件にて全く解決を遂げたり。

其後登記實行に及ひたるに、地主中是又誰ありて押印を先ずる者なし、茲に安榮吉右衛門は本件の發起人なる故を以て、所謂請ふ隗より始むの古言に基き、先づ西飛地町の借地人に登記申請の連印を與へたり、夫れより續々登記實行に及びたりしが、本件は抑も明治三十三年四月に起りて、同三十五年十月に全く其終結を告げ、其期間は幾んど三年の永日を費したり云々。

安榮控書

四 所得稅騷

明治四十一年八月、當町選出所得稅調查委員は、應取嘉三郎と齋藤菊次郎の兩

大正二年八月二十五日印刷
大正二年八月二十八日發行

非賣品

富山縣滑川町役場

印刷者

富山市二番町五番地
高島商會
代表社員 清水宗三郎

印刷所

富山市二番町五番地
高島商會